

専決処分の報告について

燕市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 2 4 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

燕市奨学金貸与条例(平成18年燕市条例第82号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市奨学金等貸与条例

第1条中「貸与すること」の次に「及び災害等の影響により家計が急変した者に対し、就学に必要な援助金(以下「就学援助金」という。)を貸与すること」を加える。

第2条第1号中「奨学金」の次に「及び就学援助金の」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 奨学金等 奨学金及び就学援助金をいう。

第3条各号列記以外の部分中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同条第1号中「。以下「法」という。」を削り、同条第4号中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第4条の見出し中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就学援助金は、一律10万円とする。

第5条に次の1項を加える。

2 就学援助金は、申請後一括貸与とする。

第6条中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第7条第1項中「奨学金」を「奨学金等」に、「2人」を「、奨学金の場合にあっては2人、就学援助金の場合にあっては1人」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による奨学金の」に改める。

第9条中「奨学生」を「奨学金の奨学生」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就学援助金の奨学生は、予算の範囲内で市長が決定する。

第11条の見出し及び同条中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 就学援助金の貸与を受けた者は、貸与時に在学している学校等を修了し

た翌月から起算して6月を経過した後、20月以内に月5,000円の均等払いで全額返還しなければならない。ただし、就学援助金は、いつでも繰り上げて返還することができる。

第13条中「奨学金」を「奨学金等」に改める。

第14条中「奨学金」を「奨学金等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、就学援助金の貸与を受けた者が就学援助金を返還すべき月の初日において、本市に住所を有し、かつ、市内の事業所に勤務している場合又は個人事業主として事業を行っている場合は、就学援助金の返還を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。